

中級者研修会

～更なる保税知識の習得を目指して～

平成27年度
監視部保税地域監督官

説明内容

- ◆ はじめに
- ◆ 保税地域と保税地域に係る一般規制
- ◆ 保税地域についての準用等
- ◆ 貨物の取扱い
- ◆ 保税蔵置場の許可
- ◆ 同時蔵置
- ◆ 保税蔵置場の許可要件
- ◆ 許可の取消し等
- ◆ 収容能力の増減等
- ◆ 休業又は廃業の届出
- ◆ 許可の失効
- ◆ 貨物管理と同一性の確認
- ◆ 自主管理と社内管理規定
- ◆ 問題

はじめに

- ▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありませんが、広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がなされています。
- ▼ しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税がない輸入貨物が多いのも事実です。

- ▼ **保税**の意義については
輸入貨物について
 - ・ 本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の輸出貨物について
 - ・ 輸出許可済貨物を外国貿易船等への船積までの間のこれらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われています。

関税法

保税制度

関税法の改正や規制緩和が如何に進んでも、「**基本は保税**」です。

- ▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合いがやや薄れきたことは否めません。しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

1 保税地域の種類

◎ 保税地域の種類

保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。(関税法第29条)

趣旨)

本条は、関税法上、外国貨物を置くことができる保税地域の種類を規定し、その範囲を限定したものです。

指定保税地域

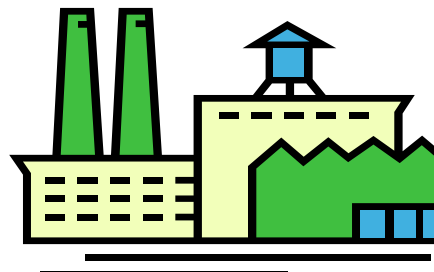
【CY、市営上屋ほか】



保税蔵置場



保税工場



保税展示場

総合
保税地域

2 保税地域に係る一般規制 ①

◎ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。（関税法第30条）

一 （省略）

二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

▲ 巨大重量物、大量貨物、著しく不便な場所に陸揚げされた貨物
腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれのある貨物など

趣旨)

法第30条は、**外国貨物を置く場所の制限** について定めたものです。

税関は、関税の徴収及び輸入できない貨物の取締りのほか、輸入割当や検疫などの他法令で規制されている貨物に対してもチェックを行っています。

このように関税の徴収や他法令のチェックを適正かつ効率的に行うための場所として保税地域が設けられていますが、外国貨物の特殊性により保税地域に置くことが関税法の実施に支障がないと認められる場合には、特別に保税地域以外の場所に置くことができるものを定めたものです。

代表的なものが、同条第1項第2号に規定している
いわゆる「他所蔵置貨物」である。

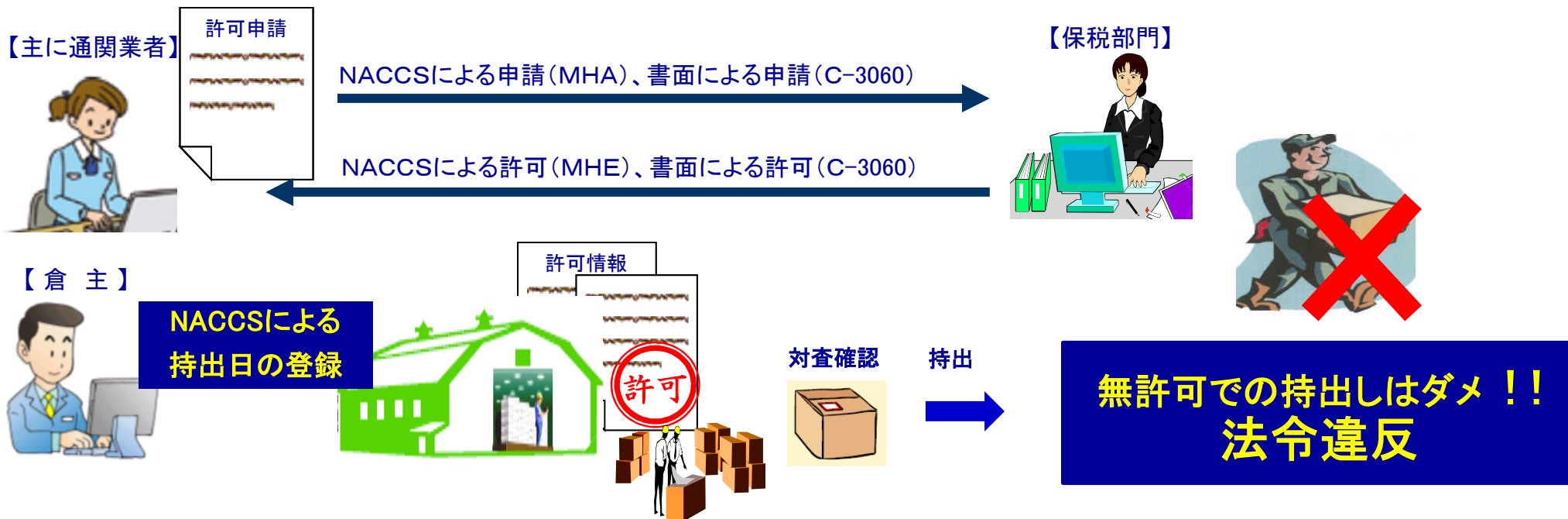
3 保税地域に係る一般規制 ②

◎ 見本の一時持出

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。(関税法第32条)

趣旨)

本条は、保税地域にある外国貨物について **取締上支障がなく、課税上問題がない** 貨物の見本の一時持ち出しを認めることを規定したものです。



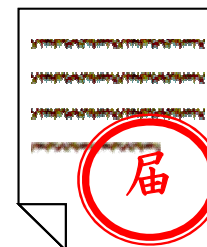
4 保税地域に係る一般規制 ③-1

◎ 外国貨物の廃棄

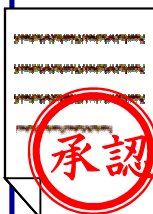
保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめ その旨を税関に届け出なければならない。ただし、法第45条第1項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定により減却について承認を受けた場合はこの限りでない。（関税法第34条）

趣旨)

本条は、外国貨物の廃棄について規定したもので、保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者に対し届出の義務を課することとし、この **届出** によって直ちにその貨物の関税の徴収の手続を開始する等、廃棄に伴う税関の事務処理について遺憾のないようにしようとするものです。



なお、保税地域に蔵置されている外国貨物を減却する場合について **税関長の承認** を受けたものについては、関税の徴収を免除するという規定があるので、これにより減却について承認を受けた場合（法第45条第1項ただし書）は、更に重複して届け出させる必要がないので、ただし書において、このような場合には届出は要しないこととしたものです。



※ 減却は廃棄に含まれることになり、図解すると ⇒

廃 棄

減 却

5 保税地域に係る一般規制 ③-2

◎ 許可を受けた者の関税の納付義務等

- 1 保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く)が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。



ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

- 2 税関長は、保税蔵置場にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、前項ただし書の承認をしなければならない。
- 3 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。(関税法第45条)

▼ 本条の廃棄、滅却等に関する意義・定義については、次のスライドを参照願います。
また、本条第1項は、いわゆる「**倉主責任**」と称されているものです。
なお、**輸出の許可を受けた貨物**も外国貨物ですが、元々は日本原産なので、**関税徴収の対象外**としています。



6 保税地域に係る一般規制 ③-3

意義)

- ・「**外国貨物の廃棄**」とは、外国貨物を滅却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分することとしています。
- ・「**災害その他やむを得ない理由により亡失した場合**」及び「**滅却**」の意義については、関税法基本通達23-9において次のように規定しています。

- ①「**災害**」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に起因する災害をいうとしています。
- ②「**その他やむを得ない理由**」とは、上記①規定する災害に準ずるような理由をいい、誤送、窃盗による盗難等の理由を含まないとしています。
- ③「**亡失**」とは、原則として、貨物が物理的に存在しなくなることをいうものとし、その原形をある程度とどめている場合であつても、その課税物品の本来の性質、形状、構造、機能及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に復元するには新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含むものとしています。
- ④「**滅却**」とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいうとしています。ただし、当該貨物の残存価値がほとんどないと認められる状態(例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、碎片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断)にし、かつ取締上支障がないと認められる場合は、「滅却」とみなして扱うこととしています。

7 保税地域に係る一般規制 ④

◎ 記帳義務

保税地域(保税工場及び保税展示場を除く)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物(信書を除く。)についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。(関税法第34条の2)

趣旨)

本条は、保税地域にある外国貨物又は輸出しようとする貨物について、倉主(指定保税地域の場合は貨物管理者、許可保税地域においては被許可者)に対して、搬出入及び取扱い等の事実について台帳への記帳義務を課すことで、貨物の動静を税関が確認することが可能(税関による貨物の間接管理)となり、いわゆる「自主管理」の根幹をなす条文となっているものです。

また、台帳を電磁的記録(自社システムのデータ又はNACCS管理資料)とする場合は、関税法基本通達34の2-4(2)に規定する項目を記載し、任意の書面で**事前に**税関へ提出する必要があります。

記帳項目)

- ① 搬入された貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日及び積載船舶名等
- ② 取扱いを行った貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類及び年月日等
- ③ 蔵入承認年月日及び承認書の番号
- ④ 輸入許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日及び許可番号
- ⑤ 輸入許可前引取承認を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日及び許可番号
- ⑥ 見本の一時持出許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日
- ⑦ 搬出された貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日及び積載船舶名等

③～⑥は、許可書等を保管・追記することにより省略することも可能です！



8 保税地域についての準用等

◎ 保税地域についての準用等

- ・ 法第32条(見本の一時持出)、第34条(外国貨物の廃棄)及び第45条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、第30条第1項第2号の規定により税関長が許可した貨物について準用する。
- ・ 法第30条第1項第2号(他所蔵置貨物)の規定により、税関長が許可した貨物につき内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。(法第36条)

趣旨)

本条は、関税法第30条第2号の規定によるいわゆる他所蔵置貨物に係る保税地域についての必要な規定を準用することを規定したものです。

他所蔵置貨物についても保税地域にある外国貨物と同様に取扱い、関税徴収の確保及び取締りの万全を期そうとするものです。

◆他所蔵置貨物については、法第40条第1項に規定する行為(内容点検、改装及び仕分け等)は、あらかじめ届出を行うことで可能ですが、同条第2項に規定する行為(簡単な加工等)はできないので留意願います。

9 貨物の取扱い

◎ 貨物の取扱い

- 1 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第37条第1項(指定保税地域の指定)に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。
- 2 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。
- 3 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。(法第40条)

趣旨)

本条は、指定保税地域における外国貨物、又は輸出しようとする貨物の内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れについては、貨物管理者に記帳義務を課し、**見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為**については、税関長の許可を必要とし、関税徴収の確保及び監視取締上支障の生じないようにするものです。(保税蔵置場にも準用)

■ 内容点検 ■



◆「簡単な加工」とは、加工後において加工前の状態が判明できる程度の、単純な工程による加工をいうと解されています。

10 保税蔵置場の許可

◎ 保税蔵置場の許可

- 1 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。
- 2 前項の許可の期間は、10年をこえることができない。但し、政令で定めるところにより、10年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 3 税関長は、第1項の許可又は前項但書の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。（法第42条）

趣旨)

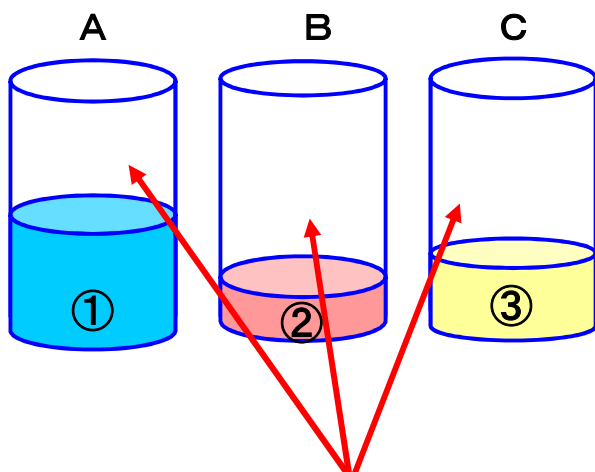
本条は、外国貨物を積卸しし、若しくは運搬をし、又は関税を納付することなく外国貨物を長期にわたり置くことができる場所として、税関手続きの迅速な処理及び商取引の円滑化と貿易の振興を図ることを目的として設置されたものであり、**税関長の許可** を受ける必要があります。



◆保税蔵置場等の許可保税地域においては、許可を受ける延べ面積に応じて、許可手数料を納付する必要があります。【蔵置場の最低金額：500㎡未満⇒9,500円（9,400円）】

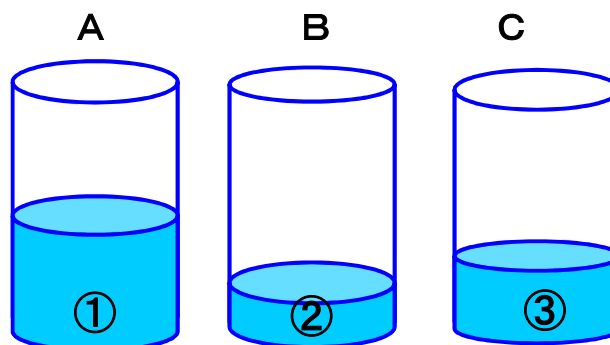
11 同時蔵置 ①

3つのタンクに①～③の貨物が入っている

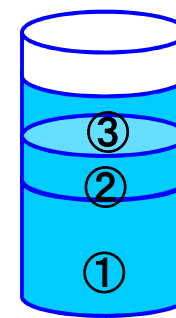


タンクに空間があり
効率が悪い

①～③ が同時蔵置の条件に
合致する貨物であれば



一つのタンクに入れる
ことが可能！！



効率的なタンク
の活用！

12 同時蔵置 ②

◎ 同時蔵置（基本通達42-3）（具体的な貨物）

- (1) 同一税番及び同一統計番号 に属し、かつ、商品的にも同種のもの として取り扱われる液体貨及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油（石油精製用の粗油を含む。）
- (3) 重油で商慣習上同種のものでして取引されるもの
- (4) 暫定法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの
- (5)～(7)（省略）
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものでして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの（なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する）

★ 基本原則！！

▼ 上記の(8)を適用する場合、本省に照会することとなっており、決定まで時間を要することになりますので留意願います！

13 同時蔵置 ③

◎ 同時蔵置(基本通達42-3)

42—3 保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が**石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物**を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(**内国貨物を含む**)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、**搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置される**ものとして取り扱って差し支えないものとする。



この制度を活用できる貨物は制限されており、該当する貨物は、次のスライドを参照願います。
また、この制度は、

「タンク等の施設を有効活用」するためのものです。

14 保税蔵置場の許可要件 ①

◎ 保税蔵置場の許可

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる。(法第43条抜粋)

- ① 保税地域の許可を取り消された者で3年を経過していない場合
- ② 関税法違反により通告処分等を受けた者で3年を経過していない場合
- ③ 関税法以外の法律により禁錮以上の刑に処せられた者等で2年を経過していない場合
- ④ 暴力団員による不正防止等の法律に違反した等で2年を経過していない場合
- ⑤ 暴力団員等である者場合
- ⑥ 通告処分等を受けた者、関税法以外の法令による禁錮刑以上の処罰を受けた者及び暴力団等関連者を役員、支配人等として使用している場合
- ⑦ 暴力団等から支配されている者
- ⑧ 資力及び保税蔵置場の業務を遂行できる能力があると認められない場合
- ⑨ 場所の位置、又は、施設が不適当な場合
- ⑩ 利用の見込み、価値が少ない場合

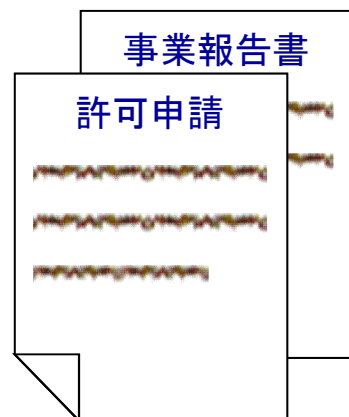
15 保税蔵置場の許可要件 ②

趣旨)

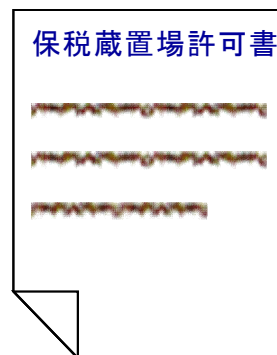
本条は、保税蔵置場の許可要件を明確にしたものであり、許可申請があつた場合の具体的な審査事項を定めるとともに、許可申請者の便宜、許可の適正を図ろうとするものです。

また、同条第4号、5号、6号後段及び7号については、いわゆる「**暴力団排除規定**」であり、平成21年度関税改正により追加されたもの(平成21年7月1日から施行)。

なお、本条の許可要件は、保税工場、保税展示場にも準用されますが、保税工場の場合には、場所的要件はありません。



法第43条及び基本通達43-1に基づき、厳正な審査、現場確認を行った上で、許可することが適当と判断されれば、**許可条件**を付して申請者へ許可書(C-3130)を交付。



【許可書交付】



16 許可の取消し等 ①

◎ 許可の取消し等



1 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務について、この法律の規定に違反したとき

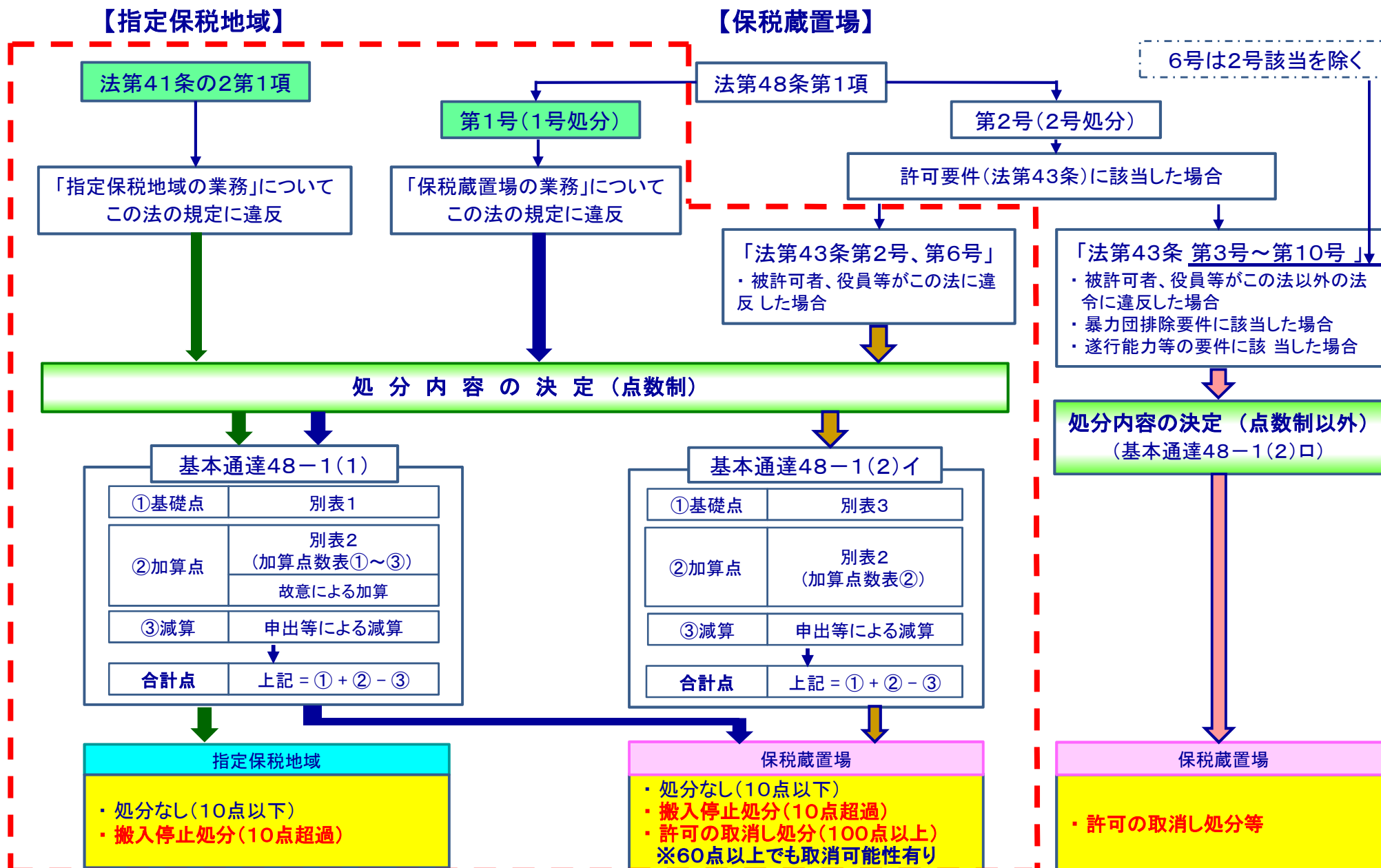
処分対象は法令違反のあった保税蔵置場に限られる。

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき

・ 9、10号に該当する場合は当該蔵置場に限られる。
・ それ以外の場合は、すべての許可保税地域が対象となる。

2 税関長は、前項の処分をしようとするときは、当該処分に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。(法第48条)

17 許可の取消し等 ②



18 許可の取消し等 ③

趣旨)

本条は、保税蔵置場の許可の取消し等について規定したものであって、搬入の停止又は許可の取消しをすることができる場合及びその手続を定めています。

保税蔵置場に外国貨物等を引き続き搬入させること、又は保税蔵置場の許可を存続させることが、関税行政上、不都合と認められる原因の発生した場合においては、**行政上の処分**として、税関長が貨物の保税蔵置場への搬入を停止させ、又は許可を取り消すことができるものとし、かつ、その際に **処分を受ける者に意見を述べる機会を与える** 等の手続を規定して保税蔵置場の運営の適正を期し、あわせて許可を受けた者の権利の保護を図ったものです。

なお、本規定は他の保税地域(**指定保税地域は1号処分のみ**)にも準用されます。

▼ 具体的な処分を行うに当たっては、基本通達48-1(保税蔵置場に対する処分の基準等)に規定されています。

また、1号処分及び2号処分とも、点数制を設けており、その合計点数に応じて処分を行うこととなっていますが、過去の法令違反や役員、主要な従業者が関与していると認められる場合には、加算点数が付加されるので留意願います。

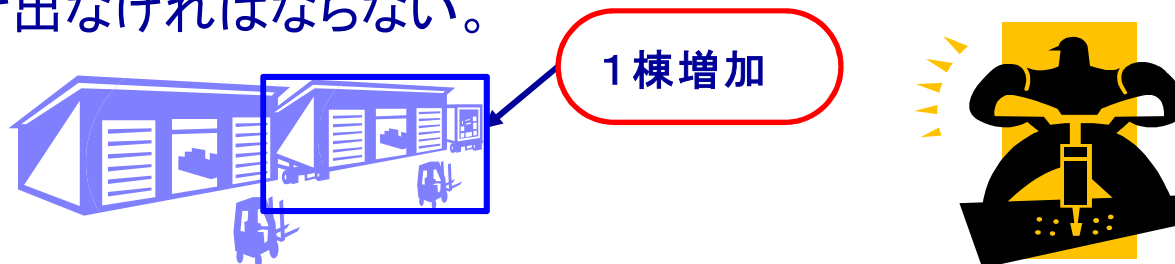
なお、当該処分に異議がある場合には、不服申立て、処分の取消しの訴えを行うことができます。

▲ 本処分によっては、企業経営に重大な影響を受ける可能性があり、法令遵守の姿勢が問われることとなりますのでご注意願います。

19 貨物の収容能力の増減等 ①

◎ 収容能力の増減

- 1 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。



- 2 税関長は、前項の届出があつた場合において、その実施しようとする収容能力の増減又は工事について、その増減又は工事をした後の保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく、又は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分であるため、この法律の実施を確保するうえに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る事項を実施する際必要な措置を講ずることを求めることができる。（法第44条）

20 貨物の収容能力の増減等 ②

趣旨)

本条は、保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等について規定したものであり、保税蔵置場の貨物の収容能力の増減、又はその改築、移転等の工事を行う際の届出(C-3160)の基準等について定めています。

これらの行為は、既に許可を受けている**保税蔵置場の内容を変更するもの**であり、これを無秩序に放任することは、外国貨物の亡失時における関税の確保、あるいは外国貨物を置くこと等についての取締上支障を生ずることになり、また、許可を受けている蔵置場については、**面積に応じ許可手数料を徴収する**ことになっているため、事前に届出を要することになっています。

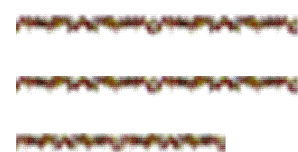
また、届出に係る事項によっては、この法律を実施するのに支障があると認めた場合は、必要な措置を講ずるよう要求することができることにして、保税蔵置場の運営及び外国貨物の取締りを適正に行うこととするものです。

なお、本条は、保税工場、保税展示場及び総合保税地域についても準用されます。

▼ 蔵置場の工事 面積の増減



収容能力増減等の届



あらかじめ
税関へ届出



【保税部門】



届を要するか否か
については、事前に
相談願います！

21 休業又は廃業の届出

◎ 休業又は廃業

保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。（法第46条）

趣旨)

本条は、保税蔵置場の休業又は廃業の場合における届出義務を規定したものです。

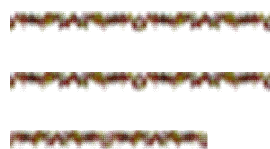
休業した場合においては許可手数料の免除の必要が生じることとなり、また、廃業の場合には、蔵置場に外国貨物があるときにおける関税徴収の確保等の関係から、休業又は廃業について届出を要することとし、事務処理の円滑化を図ろうとするものです。

なお、本条は、保税工場、保税展示場及び総合保税地域について準用されます。

最近、外貨の
入荷がないな！



休(廃業)届



あらかじめ
税関へ届出



【保税部門】



22 許可の失効

◎ 許可の失効

保税蔵置場の許可は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う。

（法第47条第1項）

- 1 許可を受けた者が当該保税蔵置場の業務を廃止したとき。
- 2 許可を受けた者が死亡した場合で、第48条の2第2項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があったとき。
- 3 許可を受けた者が解散したとき。
- 4 許可を受けた者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 5 許可の期間が満了したとき。-----▶
- 6 税関長が許可を取り消したとき。

▼ 税関からも許可期間満了に当たって、許可期間の更新をお知らせしていますが、倉主の皆様も許可期間は十分認識しておくよう、お願いします。

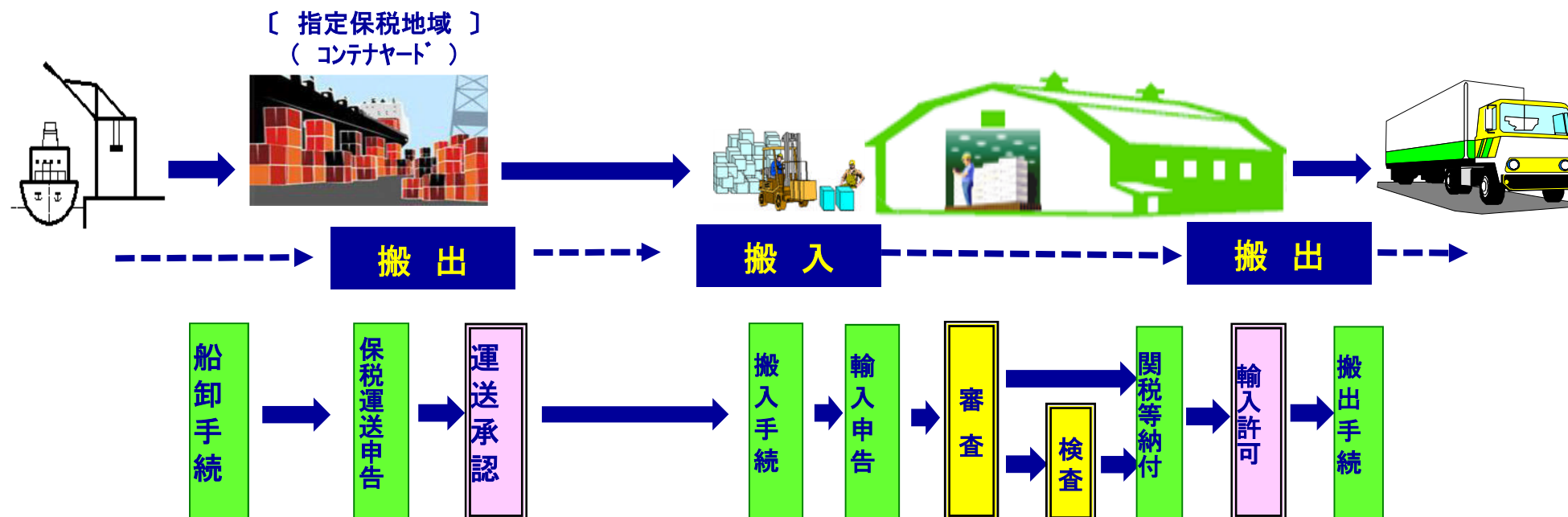
趣旨)

本条は、保税蔵置場の許可の消滅について規定したものであって、許可の消滅原因等を具体的に列挙するとともに、許可が消滅した場合における公告及び許可消滅の場合において、以前として外国貨物があるときのその場所の取扱いを定めています。

保税蔵置場の許可の消滅原因を明らかにして保税蔵置場の運営の合理化とその利用の便に資するとともに、許可を受けた者の権利の保護をも期したものです。

23 貨物管理と同一性の確認

例) 輸入貨物



▼ 関税法は、**同一主義(同一性の確認)**を基本としている故に、例えば、輸入申告された貨物が実際の貨物と同じか否かを税関が確認しています。(現実にはインボイス等の内容と申告内容を確認するが多い)

保税においては、自主管理の下、保税地域に搬入される貨物と関係書類(運送承認書等)の内容が同一のものか、また、見本の一時持出貨物と許可書の内容が同じか否かなど、倉主の皆様が税関に代わって行っているということになります。

24 自主管理と社内管理規定(CP)

- 自主管理制度において、
貨物管理者は、自ら策定したルール に沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。



◆CP (Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

■ CPの目的(基本通達34の2-9)

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保
する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備することになっています。

25 社内管理規定(CP)の概要

● CPの目的

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備する。



26 問題 ①

▼ 次の記述について、正しいものには（ ）に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

- ① 他所蔵置場所は、指定保税地域又は保税蔵置場と同等の機能を有するものであることから、他所蔵置場所にある外国貨物について法第40条第2項の「簡単な加工」も行うことができる。（ ）
- ② 外国貨物について、法第32条の規定により税関長の許可を受け、成分検査に使用し、消滅した場合には当該数量を差し引いた数量により輸入申告を行うことができる。（ ）
- ③ 輸出許可済貨物をコンテナに詰める前に、荷受人の要望により貨物の外装にバーコードが記載されたシールを貼る場合には、既に輸出の許可を受けているため、特段、保税の手続きは必要ない。（ ）
- ④ 同時蔵置を行う場合には、あらかじめ税関にその旨を届け出る必要がある。（ ）

26 問題 ②

▼ 次の記述について、正しいものには（ ）に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

- ① 保税蔵置場については、毎月、許可手数料を納付する必要があるが、収容能力が不足し、保税蔵置場の面積を増加する場合、手数料の額に変更がないときは、税関手続きの必要はない。（ ）
- ② 内部監査で、CPどおりの事務処理がなされていなかった場合に、法令違反となる。（ ）
- ③ 保税業務検査で記帳義務違反の指摘を受けたが、合計点数は70点で、100点未満であるため、許可の取消処分を受けることはない。（ ）
- ④ 保税蔵置場に蔵置されていた外国貨物が盗難にあった場合には、関税及び消費税が直ちに徴収される。（ ）

保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置確認(蔵置期間、区分蔵置・さし札)
- ▼ 確実・迅速な記帳(NACCSにおける各業務の登録)

最後になりますが

不明な点があれば、保税地域監督官部門へ
ご遠慮なく、気軽にご相談ください！

◆連絡先：050-3530-8387